

社会福祉法人川岳福祉会 指定居宅介護支援事業 一灯苑

運営規定

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人川岳福祉会（以下、本会）が開設する指定居宅介護支援の事業（以下、本事業）は、要介護者等からの相談及び要介護者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、事業所の介護支援専門員（以下、「専門員」）が、本人や家族の意向等を基に、サービスの種類、内容等の計画を作成し、適正な指定居宅介護支援の提供を行うことを目的とする。

(運営方針)

- 第2条 本事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行う。
- 2 事業所の専門員は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な居宅サービスが総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
 - 3 事業所の専門員は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に偏することのないよう、公正中立に行う。
 - 4 本事業の運営にあたっては、関係市町村、在宅介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定居宅サービス事業者、介護保険施設及び関係機関等との連携に努める。

(事業所の名称等)

第3条 名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 指定居宅介護支援事業所 一灯苑
- (2) 所在地 熊本県八代市坂本町坂本 1071 番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 社会福祉法人川岳福祉会 指定居宅介護支援事業所一灯苑（以下、本所）に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1 名

管理者は、本所の介護支援専門員その他の従事者の管理、本事業の利用の申込に係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を行うとともに、要介護者等の求めに応じ専門員の派遣を行う。

- (2) 介護支援専門員（管理者と兼務） 1名：常勤1名、それ以上については利用者の状況等に応じて増員する。

介護支援専門員は、要介護者等からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況や置かれている環境に応じて、居宅サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容などの計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設などとの連絡調整等を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 本事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日は、通常月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の休日、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間は、午前9時から午後5時までとする。

（居宅介護支援の内容）

第6条 本事業所が行う指定居宅介護支援の内容は次の通りとする。

- 1 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、当該地域における指定居宅サービス事業者などに関するサービスの内容、利用料などの情報を適正に利用者又はその家族に提供して、利用者にサービスの選択を求める。利用者との相談を行う場所は、利用者の居宅、利用者の指定する場所又は本事業所内の相談室とする。
- 2 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、すでに提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する。使用する課題分析票の種類は、居宅サービス計画・ガイドライン方式とする。
- 3 介護支援専門員は、前号に規定する解決すべき課題の把握に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行う。この場合において、介護支援専門員は面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し理解を得る。
- 4 介護支援専門員は、利用者及びその家族の希望並びに利用者について把握された解決すべき課題に基づき、当該地域における指定居宅サービスなどが提供される体制を勘案して、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成する。
- 5 介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等の担当者（以下この

号において「担当者」という。)を召集して行う会議をいう。以下同じ)の開催、担当者に対する照会などにより、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求める。サービス担当者会議の開催場所は当事業所内の会議室とする。

6 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービスなどについて、保険給付の対象をなるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得る。

7 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況の把握を行うと共に、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。

利用者宅を訪問する頻度及びモニタリングの結果の記録をする頻度は、原則として1ヶ月に1回以上とし、必要に応じて随時実施する。

8 介護支援専門員は、利用者がその居宅において日常生活を行うことが困難になったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他便宜の提供を行うものとする。

9 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要介護者等から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行う。

10 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他の必要な場合には、利用者の同意を得て主治医又は歯科医師の意見を求める。

11 介護支援専門員は、居宅サービス計画に、訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置づける場合にあっては、当該医療サービスに係る主治医などの指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定居宅サービスなどを位置づける場合にあっては、当該居宅サービスなどに係る主治医の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行う。

12 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、介護保険法第73条第2項に規定する認定審査会意見又は、同法第37条第1項の規定による指定に係る居宅サービスの

種類についての記載がある場合には、利用者にその趣旨（同条第1項の規定による指定に係る居宅サービスの種類については、その変更の申請が出来ることを含む）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成する。

- 13 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、原則として特定の時期に偏ることなく、計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにする。
- 14 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置づけるよう努める。
- 15 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

（内容及び手続きの説明及び同意）

第7条 本事業所は指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者又は、その家族に対し、運営規程の概要その他の利用申込み者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得る。

2 本事業所は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ居宅サービス計画が利用者の希望を基礎として作成されるものであること等につき説明を行い、理解を得る。

（要介護認定の申請等に係る援助）

第8条 本事業所は、被保険者の要介護認定又は要支援認定（以下「要介護認定等」という。）に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行う。

2 本事業所は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、要介護認定等を受けていない利用申込者については、要介護認定等の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう、必要な援助を行う。

3 本事業所は、要介護認定等の更新申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定等の有効期の間満了日の1ヶ月前には行われるよう、必要な援助を行う。

(受給資格等の確認)

第9条 本事業所は、指定居宅介護支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の有効期間を確かめる。

(身分を証する書類の携行)

第10条 本事業所の介護支援専門員は、身分を証する書類を携行し、初回訪問時又は利用者若しくはその家族から求められたときは、これを提示する。

(利用料等)

第11条 本事業所が指定居宅介護支援を提供した際の利用料の額は次の通りとする。

- ① 法定代理受領分：無料
- ② 法定代理受領分以外：介護報酬告示上の額
- ③ 前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対して、当該サービス内容及び費用についての説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

2 本事業所は、前項の利用料の他、利用料の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定居宅介護支援を行う場合にはそれに有する実費を徴収する。なお自動車を使用した場合は、次の額を徴収する。

- ① 熊本県八代市は、無料
- ② その他の地域の場合は、通常の実施地域を越える地点を起点とし、1 kmごとに35円とする。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第12条 本事業所は、提供した指定居宅介護支援について前条第1項の利用料の支払を受けた場合は、当該利用料の額などを記載した指定居宅介護支援提供証明書を利用者に対して交付する。

(通常の事業の実施地域)

第13条 本事業所の通常の実施地域は、熊本県八代市とする。

(サービス提供困難時の対応)

第14条 本事業所は、通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定居宅介護支援事業

者の紹介その他の必要な措置を講じる。

(利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付)

第15条 本事業所は、利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合その他利用者からの申出があった場合には、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付する。

(利用者に関する市町村への通知)

第16条 本事業所は、指定居宅介護支援を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- 1 正当な理由なしに介護保険法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わない事等により、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。
- 2 偽りその他不正行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。

(秘密保持)

第17条 本事業所の介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさない。

- 2 本事業所は、介護支援専門員その他の従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じる。
- 3 本事業所は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得ておく。

(居宅サービス事業者等からの利益の収受の禁止など)

第18条 本事業所の介護支援専門員、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行わない。

- 2 本事業所及び従業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者などによるサービスを利用させることの代償として、当該居宅サービス事業者などからの金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(事故発生時の対応)

第 19 条 本事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 前項の事故の状況及び事故に際してとった措置について記録しなければならない。
- 3 本事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(苦情処理)

第 20 条 本事業所は、自ら提供した指定居宅介護支援又は、自らが居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等（第 4 項において「指定居宅介護支援等」という。）に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応する。

- 2 本事業所は、自ら提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは指示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関しては市町村が行う調査に協力すると共に、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行なう。
- 3 本事業所は、自らが居宅サービス計画に位置づけた介護保険法第 41 条第 1 項に規定する指定居宅サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立に関して、利用者に対し必要な援助を行なう。
- 4 本事業所は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う介護保険法第 176 条第 1 項第 2 号の調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行なう。

(記録の整備)

第 21 条 本事業所は、従業者、設備、備品および会計に関する諸記録を整備する。

- 2 本事業所は、居宅サービス計画、サービス担当者会議等の記録その他の指定居宅介護支援の提供に関する記録を整備しておくとともに、その完結の日から 5 年間保存する。

(その他)

第 22 条 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人 川岳福祉会と本事業所の管理者との協議に基づき定めるものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 23 条 本事業所は虐待防止のための措置に関する事項を定めるものとする。

2 本事業所の、身体拘束等の適正化

- ① 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行わないものとする。
- ② 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない利用を記録するものとする。

3 本事業所の、高齢者虐待の防止の推進

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ることとする。
- ② 虐待の防止のための指針を整備することとする。
- ③ 介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施するものとする。
- ④ 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこととする。

(災害時等の対応)

第 24 条 本事業所は、業務継続計画（BCP）を定めるものとし、災害等が発生した場合において、業務継続計画（BCP）に基づき必要な措置を講じる。

(その他運営に関する重要事項)

第 25 条 本事業所は、その他運営に関する重要事項を定めるものとする。

2 感染症対策の強化

- ① 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図るものとする。
- ② 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備するものとします。
- ③ 介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 業務継続に向けた取り組み

- ① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計

画)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- ② 介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- ③ 指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うこととする。

4 他のサービス事業所との連携によるモニタリング

- ① 他のサービス事業所との連携に際し、利用者の同意を得ることとする。
- ② サービス担当者会議において、次に掲げる事項について主治医、担当者その他の関係者の合意を得るものとする。
 - ア) 利用者の状態が安定していること。
 - イ) 利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通ができること(家族のサポートがある場合も含む)。
 - ウ) テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について、他のサービス事業者との連携により情報を収集すること。
- ③ 少なくとも2月に1回(介護予防支援の場合は6月に1回)は利用者の居宅を訪問することとする。

5 その他の変更内容

- ① 管理者が兼務できる事業所の範囲として、同一敷地内にある事業所ではなくてもよいこととする。
- ② 原則、利用者(要支援者の場合は数を3分の1にして計算します)が44人(ケアプランデータ連携システムを活用し、事務員を配置している場合は49人)又はその端数を増すごとに介護支援専門員を1人配置することとする。
- ③ 事業所の運営規定の概要などの重要な情報が、インターネット上で閲覧できることとする。

附則 この規程は、平成15年11月14日から施行する。

この規程は、平成18年4月5日に改正し、その日より適用する。

この規程は、平成18年7月1日に改正し、その日より適用する。

この規程は、平成21年7月28日に改正し、その日より適用する。

この規程は、平成22年4月1日に改正し、その日より適用する。

この規程は、平成27年4月1日に改正し、その日より適用する。

この規程は、令和6年3月1日に改正し、その日より適用する。